

番号法第 19 条第 14 号の規定に基づく独自利用事務に係る 情報連携に関する委員会規則の論点整理（案）

第 30 回特定個人情報保護委員会において示された以下の方向性に基づき、独自利用事務に係る情報連携について、現在検討を進めているところ。

- 委員会規則で定める独自利用事務に係る情報連携は、情報提供ネットワークシステムを使用する場合に限ることとする。
- 委員会規則において情報連携を認める独自利用事務として検討するものは、原則として、番号法別表第二に掲げる事務に準ずる範囲のものに限定し、情報提供者及び提供を求める特定個人情報についても、上記事務について掲げられた範囲に限定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）は、第 19 条第 7 号の規定において、別表第二の第一欄に掲げる情報照会者が、同表の第三欄に掲げる情報提供者に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステム（以下「NWS」という。）を使用して当該特定個人情報を提供することを認めている（以下「法定連携」という。）。

番号法第 19 条第 14 号の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則（以下「規則」という。）においては、同条第 7 号に準ずるものとして情報連携（以下「規則連携」という。）が可能となるよう規定を整備し、番号法第 9 条第 2 項に基づき地方公共団体が条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）について庁外連携を可能とすることとする。

具体的には、独自利用事務に係る条例を定める地方公共団体が、規則連携に係る照会者（以下「規則照会者」という。）として、当該事務を処理するために必要な特定個人情報について、当該特定個人情報を有する者（以下「規則提供者」という。）に提供の求めを行う場合に、規則提供者が NWS を使用して規則照会者に特定個人情報を提供する仕組みを設けることとする。

この規則連携を検討するに当たって、以下の論点について、今後関係機関等と調整を行うとともに検討を行い、平成 27 年 3 月を目途として、委員会規則を制定することとしたい。

1 対象とする事務の範囲について

(1) 地方単独事業に係る事務

① いわゆる上乗せ

地方単独事業として実施する独自利用事務のうち、番号法別表第二及び主務省令に規定された各事務（以下「別表事務」という。ここでは例えば給付事務等を想定。）に支給額、補助率を地方公共団体が独自に加算等して実施する事務が存在する。当該事務は、別表事務の根拠法令と趣旨・目的、事務の内容が同一であり、対象者、事務フロー、情報提供者及び提供を求める特定個人情報が、別表事務とほぼ同一であることが想定されることから、当然に別表事務に準ずると解される。

したがって、地方単独事業として実施する独自利用事務の趣旨・目的及び事務の内容が、別表事務の根拠法令における趣旨・目的及び別表事務の内容と同一であって、情報提供者、提供を求める特定個人情報等も別表事務とほぼ同一である事務については規則連携を認めることとする。

なお、窓口においては、当該事務と別表事務を一体的に実施している場合が多い。このような状況で、例えば転入者が上記のような別表事務の手続を行う場合、別表事務の部分には地方公共団体においてNWSを使用して地方税関係情報を入手できるが、給付を加算する事務の部分にはNWSを使用することができず、改めて課税証明書等の添付書類の提出を求めなければならないとなると、別表事務で当該情報に関する添付書類の提出のみなし規定（番号法第22条第2項）を置いた趣旨が失われることとなる。

② いわゆる横出し等

このほか、事務の内容は別表事務とほぼ同じであるが、住民サービスの向上のため、別表事務よりも対象者、給付内容、提供されるサービス等を拡張した事務が存在する。

また、別表事務の根拠法令における趣旨・目的を達成するため、地方単独事業として地方公共団体が独自に実施する事務が想定される。

これらの場合も、地方公共団体において別表事務と一体性のあるものとして実施されている場合が多く、規則連携の対象とする必要性が大きい。

したがって、地方単独事業として実施する独自利用事務のうち、事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一であり、事務に類似性が認められ、かつ、情報提供者、提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一である事務については規則連携を認めることとする。

※ ①及び②以外の地方単独事業に係る事務であって、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であれば、独自利用事務として条例を制定し、個人番号を利用することは番号法上認められているが、当該事務の趣旨・目的が別表事務の根拠法令における趣旨・目的と同一であるとはいえない場合、事務の類似性が認められない場合などは、規則連携の対象外と整理する予定である。

(2) 別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務

地方単独事業に係る事務のほか、番号法別表第二には掲げられているものの、主務省令には規定されていない事務を独自利用事務として条例で制定する場合が想定されるが、番号の利用については法所管省庁に委ねられていることから、規則連携の検討からは除外することとする。

2 事務に対応して提供される特定個人情報について

法定連携においてやり取りする特定個人情報は、番号法別表第二第二欄に掲げる事務に対応し、同表第四欄及び主務省令等において明確化されている。

一方、地方公共団体の創意工夫により種々様々なものが想定される独自利用事務のうち、規則連携においてやり取りする特定個人情報については、国が設置・管理する NWS を使用すること等に鑑み、規則連携を行う事務が準ずることとなる別表事務において認められた特定個人情報の範囲にとどめることとする。